

## 令和2年第11回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年 10月 16日(金) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |       |     |       |
|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |       |     |       |
| 1番  | 井上 建夫  | 2番  | 井町 哲  | 3番  | 村上 浩一 |
| 4番  | 縄田 善博  | 5番  | 倉増 知  | 6番  | 安部 好恵 |
| 7番  | 俵 薫    | 8番  | 中嶋 誠  | 10番 | 萬代 泰生 |
| 11番 | 伊藤 美和子 | 12番 | 前田 耕次 | 13番 | 伊藤 新司 |
| 14番 | 中野 修   | 16番 | 岸 英法  | 17番 | 武藤 康志 |
| 18番 | 安富 法明  | 19番 | 山本 正二 |     |       |
- 4 出席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 永嶺 達也 | 野上 武史 | 岩山 澄男 |
| 弘中 隆司 | 大石 洋典 | 山縣 正明 |
| 田原 茂  | 山田 孝治 |       |
- 5 欠席農業委員
- |           |            |
|-----------|------------|
| 9番 石田 健治郎 | 15番 馬屋原 眞一 |
|-----------|------------|
- 6 欠席推進委員
- |       |      |       |
|-------|------|-------|
| 原田 一馬 | 安永 彰 | 阿川 伸美 |
|-------|------|-------|
- 7 事務局 事務局長 落合 浩志 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今より令和 2 年第 1 1 回総会を開会いたします。本日の出席委員は 1 9 名中、1 7 名よって、定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。ちなみに欠席の委員、9 番 石田委員、1 5 番 馬屋原委員、2 名でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。5 番、倉増委員。1 6 番、岸委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>今日これ終わりましたら、流動化の方の会議も持つようになっておりますので、いたらん僕の挨拶を聞いても仕方ないと思いますので、議事に入っていきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>相続をしましたが、後継者もおらず、耕作管理が困難となった譲渡人から申請地を譲り受けるものです。譲受人の住所は北九州市となっておりますが、現在は●●●●に居住されています。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしています。第 5 号の下限面積要件は当市の 1 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
1 4 番	はい、1 4 番、中野ですが、ここは、●●の駅から北側にちょっと入った所、部落の名前は●●という所です。それで、この方は

	<p>北九州に住んでおられますけど、自分の土地がここに6反ぐらいありまして、その近辺の田んぼをいっぱい借りてソバを、約2丁ぐらいソバを植えて作ちよってです。3年か位前からそうゆうのをやって、買ってきてゆうので、すぐ買って、それで今度はお孫さんが帰って百姓するという事で、今、小倉の方の●●●●に行ちよってということですので何の間違いも無いと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんより補足説明ございましたら、お願いいたします。</p>
18番（推進委員）	<p>はい、推進委員の山縣です。今、中野委員さんが言われたように問題は無いと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から気が付いた事を一点ほど言っておきます。今、中野委員の方よりソバをかなりの量を作っておられるというふうな説明ありましたけれど、行きましたら、新しい農機具倉庫が建っておりまして、その中に新車の汎用のコンバインがもう既に、保管されております。かなり本気でやる気でおられるようにお見受けいたしました。これまでもですね何回か3条の許可でここに現地調査には入っておりますけれど、少しずつ以前よりは耕作状況もきれいになっております。その点私の方も問題無いというふうに見て帰ってきました。</p> <p>委員のみなさんより何かご質疑ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は、原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から6までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6件朗読。</p> <p>1件目。申請者は美祢市に居住する会社役員の方です。申請地は●●●●から南西へ300mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。駐車場2台分の設置、桜等の植樹をするものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

	<p>2件目。申請者は美祢市に本店を置く製造業を営む法人です。申請地は●●●●から北東へ2.4kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。仕事で使用する資材や機械は必要な都度、本社から輸送しており、作業効率が悪いため申請地を取得し、鋼材置き場、仮設材等置き場を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請者は美祢市に居住する無職の個人です。申請地は●●●●から南西へ1.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。この度、子供が結婚し、同居することとなり、駐車場が不足するため、申請地を取得し、進入路の拡張、駐車場3台分を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請者は美祢市に居住する会社役員の方です。申請地は●●●●から北へ600mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。アパートに自転車置き場が無いため、申請地を取得し自転車置き場を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。申請者は美祢市に居住する農業者です。申請地は●●●●から西へ900mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し売電事業を行うため、パネル設置面積421.22㎡、発電出力44kwの太陽光発電設備を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>6件目。申請者は美祢市に居住する大工です。申請地は●●●●から南東へ1.8kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。現在の借地が手狭なため、新たに申請地を借り受け駐車場2台分、資材置場等を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
14番	それでは、一番最初の●●●●の●●さんの土地でございますが、畑というか、畑にならんような所、道路のへり側で通路も狭いし、やれんからていうことで、この図を見てもろうたら分かりますが、何の支障もないやろうと思います。それで、許可をよろしく申し上げます。
議長	●●。次。

14番	<p>次。分かりました。2番。●●●●ですが、●●のそこに、●●にある●●●●の工場でございます。●●●●という所でございますが、その石灰を採りよる所の下に市道がこう通っておりますが、その市道のへりの田んぼに資材を置きたいということでございます。何の支障もないと思います。これもよろしくをお願いします。</p> <p>続きまして3番目、●●●●、●●さんという方ですが、ここは通称●●●●という部落でございます。そこに市道がありますがそこから自宅の方に入る道があんまり広うないので、ここをちょっと広めて駐車場にしたいということでございます。これも何の支障はないと思います。</p> <p>4番目。●●●●、●●さんでございますが、駐輪場ということですが、これはアパートが建って、6世帯くらいのアパートが建っておりますが、その後ろが何の土地の利用の仕方もないんじゃないやろうと思って大草になっちゃります。そこに、アパートに子供がたくさんおるちゅうので、小さい自転車があっちこっち置いちゃりましたが、そこに駐輪場を作るということでございます。これも何も支障は見られませんかいいんじゃないかと思えます。</p> <p>5番目。●●●●、●●さんですが、これは、●●●●の入口の所です。これもこの中で太陽光にすりゃあ、最もええよな条件のええ所で日当たりもええけ、ものすごい条件のええ所らしいです。これも何にも人に迷惑がかかるようなことはないと思います。続きまして、●●●●、●●さんでございますが、この方は大工をしょって、ぼくも知っておりますが、元在駐しよった●●●というのがおりましたが、そこに行く間の途中のところでございます。この件もあんまり人に迷惑がかかるようなことはないと思います。よろしくご審議していただきたいと思えます。お願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたら、よろしくお願いいいたします。</p> <p>1番。1番、欠席だそうです。これ、実は市営住宅場の所に駐車場2台分て書いてありますが、市営住宅に住んでおられた方が、借りたかなんかで、既にセメントで舗装化されておまして、2台分の駐車場がもう実はできております。これについては、始末書が提出されてるようです。2番。</p>
17番（推進委員）	<p>推進委員の大石です。只今、中野さんの方からご説明がございました。特に私の方から追加する内容はございません。よろしくご審議お願いいいたします</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。3番。3番お願いします。弘中委員の集落でございますので、よろしくお願いいいたします。</p>

1 6 番（推進委員）	推進委員の弘中です。●●さんの件ですが、息子さんが昨年結婚されて実家の方に帰るのに、家の入口が狭いので田んぼを広げて道を広げたいという事は聞いておまして、それで、何一つ問題が無いと思いますので、よろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。はい、4番。
1 5 番（推進委員）	推進委員の岩山ですが、先程、中野委員が言われた通り、何ら問題は無いと思いますので審議の程よろしくお願ひします。
議長	はい、5番。
5 番（推進委員）	推進委員の永嶺です。●●さんの件ですが、僕の方から補足する説明は特にありません。よろしくお願ひします。
議長	はい、6番。
2 2 番（推進委員）	推進委員の田原茂です。今、中野委員も言われましたように、息子さんが大工で親御さん両方大変几帳面な方ですね、よく整備されております。よろしく審議の程お願ひします。
議長	それでは、委員のみなさんより何かご質疑等ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第2号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は、原案の通り決定をいたします。 先々月までは、ここで諮問委員会の方へ、諮問委員会といいますか、県の方に送るように言うておりましたけれど、先月も言ったと思いますけれど、先月より、3000㎡以下、あと甲種農地、第一種農地、農用地等、特定な指定がない限り、県の方の会議の方に常設審議委員会の方に送ることがなくなりましたので、本総会終了後に許可を出すとうことになりますので、ここで決定をさせていただきます。 それでは、続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より番号1か

事務局	<p>ら3までを議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。令和2年4月28日付けで農地法5条の許可を出した後に最終事業実施者が決まったため●●●●●へ事業継承の申請をされたものです。</p> <p>2件目、3件目。同一事業者なので、一括して説明いたします。畑地造成をするにあたり、造成用の土不足のため、令和3年9月30日まで期間の延長を申請されたものです。進捗率は2件とも60%とのことです。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。只今説明がありました件につきまして、地元委員の方より特に何かございましたら、報告をお願いいたします。1番、中野委員の所やけど、野上委員なんですけど、新しい新人さんの為、ちょっと分からないと思いますので中野委員よろしく申し上げます。</p>
14番	<p>これ●●じゃあなかろう。</p>
議長	<p>●●じゃない。これ●●。</p>
14番	<p>●●やろ。何も無いと思いますけど、業者決まっとらんとか言いよってですけど、前に見に行った時から一個も変わっておりません。セイタカアワダチソウがこんなんがずっと立ちっぱなしです。今度業者が決まったと言うので、行ってからやるんじゃないかと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、2番、3番●●。</p>
12番	<p>前田です。現地の方では工事の方やっておりますけど、まだ、完了しておりません。書いてある通り、やはり令和3年9月30日まで延期でよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。はい。</p>

16番	1番の事なんですけど、最終事業者実施者が決定したというのは 最初の4月の申請の段階では●●●●さんがやるということになってますよね。この最終事業者が決定したためというのはどうゆう意味なんだと。もともと、どっかのこの●●●●にやらせるということなのか、自ら●●●●の方やれないということになったのか、そのへんの顛末、経緯があれば教えて欲しいですけど。
議長	事務局、どの様に書類出てますか。
事務局	この場所元々、●●●●さんが工事して、登記名義人になって、また次の方に売るという目的で申請されてたんですけど工事に入る前にその●●●●さんが購入する事が決まったので先に事業を継承して、●●●●さんでそのまま登記をしようという事で今回申請をされました。
16番	ということは、最初から●●●●じゃなくて別の事業者に転売するという事も最初の申請の中に入っていたんですね。
議長	あのですね。他の所の太陽光もそうなんですけど、●●●●の田に太陽光できてますよね、●●●●の、あそこも買うのはほとんど●●●●という会社買って、それで出来あがったら●●●●が他の人に転売をするというケースなんです。それで●●●●の場合はほとんど転売先が決まってから申請書を出してますんで、転売先の名前で5条が出てまいります。ただ、この●●●●さんの場合については、後から、やった後から転売をする予定だったんだけど、先に出てきた。私的に思うに、本来であれば出来てからの名義変更になるんでしょうけれど、先に出てきたので先に事業継承をして買い主の方ですべての事業を進めてもらうということではないかというふうに思います。ただ、早く、もう少し早く買い主が見つかっておれば、そちらの名前で最初から5条があがってきたんだというふうに思っております。太陽光の場合はかなり今からこうゆうふうなケース増えてくるんじゃないかなと思います。よろしゅうございますか。他にございませんか。無いようでしたら、採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は、原案の通り決定をさせていただきます。それでは、続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。1から3

事務局	<p>までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●から西へ7kmの位置にある農用地区内農地です。太陽光発電設備を設置するための農振除外です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●から西に1.9kmの位置にある農用地区内農地です。太陽光発電設備を設置するための農振除外です。</p> <p>3件目。申請地は●●●●から西に1.9kmの位置にある農用地区内農地です。スギ1030本の植林をするための農振除外です。</p> <p>2番につきましては4月16日総会で承認されましたが、農地と農地の間にこの申請地があり、農地が分断されるといった理由で県の方での許可が下りませんでした。そのため、この度、隣接農地である3番と一緒に申請されたものです。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
13番	<p>13番、伊藤でございます。中野委員と共に現地調査に行つて参りました。現地になりますけども、図面を見てもらえば分かりますが、みなさん●●●●それがおられたあたりじゃないかなと思うんですけども、現地はですね、●●●●、●●●●でよかったですと思います。通りから●●方向から●●●●、●●●●に上がつて行く●●●●線の●●地区という所でないかと思ひます。現場は●●●●の東側そばにありまして、この物が出来るからといって別段、付近に影響を与えるようなものではありませんでした。続いて、2番、3番一緒にいきたいと思ひます。現地はですね、●●●●から●●●●に行く途中に●●●●というところがあります。ここの●●●●交差点、この近くの西側にあたると思ひます。先程、説明が、局から説明がありましたように、以前ここは、許可する、せん、ということでしたが県会議の方でクレームがついたということから、現地を見たんですが完全にですね、きれいにされておる所と、雑木林が茂つておるといふ所でアンバランスな所でありましたけども、先程のように隣接する土地と合わせて平行していくということですから、OKということで、これはいたし方のない土地であるといふふうに認めて帰つてまいりました。以上です。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんより補足説明ございましたら、お願いいたします。</p>
12番（推進委員）	<p>すみません、私、初めてなんですけど、推進委員になりました野上でございます。只今、伊藤委員のおっしゃいましたように太陽</p>

議長	<p>光パネルの設置については前に川があったり、後ろの田んぼも植林の認可済の様で、周囲に何ら迷惑等するようなものではないと思いました。よろしく審議をお願いいたします。</p> <p>はい、2番、3番。欠席です。それでは、私の方から、補足ではないんですけど、別に問題は無いと思うんですが、前回の許可の時には、実は下の田んぼと上の田んぼの間かなりの大きなクヌギの木が5、6本立っておりまして、分断されてたように思えたんですけど、県の方としては衛星写真で判断しましたんで、秋の写真だったもんですから木がほとんど写ってないと、それとの中で今回県の方からのなんでだめだったんかという問いに対して、これは農林課の方から問いに対しての県の方としてはその木の立ってる所を分筆をされて現況証明を出しても地目変えられればどうにかなったんですけど、もう既に木が完全に切られてまして、そうは言っても1m50位のところで切っておられるんですけど、もう元の山、雑木が入ってる山の様には見える状況ではありません。そうゆう中で、多分これご夫婦かご親戚だと思うんですが、続きの田をです畑ですが、畑を雑木にすることによって県の方も許可が出るように両方が合わせて出てきた次第でございます。それと、もうひとつ付け加えておきますが、古い委員さんをご存知と思いますけれど、ここ約ですね2kmぐらい先の堤から水路が引いてある水が来てたようなんです。田として作っておられたようなんですけど、実は今はその水路も猪等被害で全く水が来るような状況ではないということで、前回は申請が出ておりました。ちょっと長くなりましたけど、補足をしておきます。</p> <p>委員の皆さんよりなにか質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）それでは採択に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り当番委員の報告を議事結果の意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は、協議結果を附して市長の方に送付をいたします。それでは、続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを番号1から7までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7件朗読。</p> <p>1件目、2件目。機械の更新ができないため、双方の合意により解約されたものです。1件目、2件目共に、次の耕作者は決まっています。</p>

	<p>3件目。これから自分で家庭菜園を行うため、双方の合意により解約されたものです。</p> <p>4件目～6件目。病気のため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>7件目。病気のため、双方の合意により解約されたものです。これからは自己管理をされます。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。1、2、3と7番につきましては決まっておりますが、4、5、6につきまして地元委員さん何か聞いておられましたらお願いいたします。</p>
15番（推進委員）	<p>この件はですね、もう既に2ヶ月くらい前から、次の、今回のウンカで百姓をする気がなくなったとゆう事で、解約になったんですけど、病気もありましたけど、その後ですね、あの付近の10戸くらいの町で全部で10戸くらいで約3ヘクタール、この度、●●●●で受けることに、今書類を整えておるところです。</p>
議長	<p>次、決まるとということですね。はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。ていうことは全て次の行き先が決まっていると耕作者が決まっているということでございます。委員のみなさんより何かご意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか（「はい」の声）特に無いようでございますので、報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明について1、2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。20年以上前より耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>2件目。●●●●―●につきましては、昭和48年に耕作放棄後現在は進入路・駐車場として利用されています。●●●●―●につきましては、昭和48年に耕作放棄後現在は宅地として利用されています。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
13番	<p>同じく伊藤でございます。1番目の分ですけども、これは、図面見てもらったら分りますが、●●●●号市内から●●●●を方向</p>

	<p>に進行して、●●という所があります。この奥に●●●●、●●●●でいいんですかね、に入ってくため右折します。それを上がって行きますと右も左も割れるかどうか分かりませんが、現地調査の際は、●●の堰き止めてある部分が右側部分を進行してきた所ですね、道路沿い。藪なんかここはほんとに田んぼ、畑だったんだろうか、よう分からんような場所でございます。全体的には●●●の東側に●●●とか、後、この工業団地ですかね、あの辺りが隣接するんじゃないかと思いますが、いずれにしても●●●の東側道路で全て山林化した所ばかりです。これは仕方ないのではないかというふうに確認してまいりました。</p> <p>次の2番目の件ですけども、これ図面見てもらえばいいんですが、●●●●号●●交差点、ここの角に●●●●ていうのがありますがそのごだて部分になるのがその場所です。写真を見ての通り、道路に面した部分は駐車場化しており、その奥の方には立派な家屋、庭が出来ておるとい状況で、現況変更、変えることは出来ないものと認めて帰ってきました。以上です。よろしくお願います。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたら、お願いいたします。
18番（推進委員）	推進委員の山縣です。今、伊藤委員さんが言われたように別段問題は無いと思いますので、ご審議よろしくお願います。
議長	はい、2番目。
23番（推進委員）	推進委員の山田です。今、伊藤さんが言われましたように、もう相当年数が経っておりまして、家も建っておりますので、もうどうもならないんじゃないかと思えます。審議の方よろしくお願したいと思えます。
議長	<p>ありがとうございます。現況証明でございますが、みなさんの方で何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、それでは、特に発言ございませんようですので、報告第2号は終わらせていただきます。全部終わったようでございます。今日は法人報告書はないんですね。それでは、その他の項に移りたいと思えます。農業相談日今月はございませんでしたので報告はございません。それでは、ちょっとみなさんの方にお願をしておきます。今後の日程についてどう思いますか、来年の日程、来年の事を言うと鬼が笑うといえますけれど、日程について報告しておきますので、みなさんの方も日程を開けていただきますようご協力をお願いいたします。1件目は新年互礼会、コロナの問題でまだどうなるかは若干流動的な部分もありますけれど、令和3年1月4日、美祿グランドホテルの方で開催しようと思っております。これ恒例の会でございます。市長、それから山口県農林事務所、美祿農林事務所の所長、それと元は農協は組合長て言っておりましたが今はなんて言いますかね、</p>

	<p>難しい名前がついておりますけど、「統括本部長」の声）統括本部長の来賓の出席をお願いをして、開くようになっております。市長とかそうゆうところとしょっちゅうお話をしておられる方もいらっしゃるかと思いますけれど、滅多にない機会でございますので、思っておられる事等意見も直接その場で言っていただけたらいいんじゃないかなというゆうふうになっております。それから、次がですね、農業委員会の研修視察を4月以降、ちょっと4月は無理かと思っておりますけれど、実施をしようと思っております。1泊2日の日程になると思います。経費につきましては、これは美祢市の予算で賄います。ただ、みなさんの飲み食いの一部については、みなさんの方より実費というふうになるかと思っておりますけど、これも全額だということではないというふうになっております。これを行おうと思っておりますけれど、何月がいいかというのをみなさんより来月の総会までに総会の時にですね、何月がいいよという事を出していただけたらというふうになっております。みなさんの希望の多い月に出来る限り設定をしていきたいというふうになっております。以上でございます。後は、事務局より、すみません、その前に委員のみなさんより、なにかこの場で発言をしておきたいという事がありましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。それでは、もう1件私の方より、先月の総会の中で補助金につきまして、ウンカに対する補助金につきまして、みなさんにお話して、その話、市長の方に申し入れにまいりました。市長の方は私も、その様に、出来るように努力をするというふうな回答がありまして、その中で、やっぱり、県、国もなんぼか援助してくれんかなという話がありましたので、県の会議の中で、国、県も考えて欲しいということを発言してまいりました。県はですね今月の常設審議委員会の中で回答をもらうようお願いをしております。それと、県の方も国の方にも要請して欲しいということは言っておきました。以上です。</p> <p>あと、事務局の方より、今後の日程等についてお願いします。</p>
事務局	<p>今後の日程でございます。みなさんお手元に今後の日程の紙がお配りしてあると思います。次回の第12回総会は11月の16日、月曜日、午後2時から、場所は美祢市民館2階、大会議室こちらで行います。続きまして農業相談日です。11月の10日、火曜日、時間は9時から11時30分まで、美祢地区が中嶋委員さん、美東地区が倉増委員さん、秋芳地区が武藤さんがご担当でございます。よろしく願いいたします。続きまして、現地調査です。実施日が11月の9日、月曜日、時間は9時から16時まで、ここでちょっと訂正があるんですけども、ご担当が前田委員さんと伊藤美和子委員さんでしたが、伊藤美和子さんちょっとご都合が悪いそうなので、訂正いただいて、萬代委員さんが現地調査に来ていただきます。集合場所は農業委員会事務局に8時50分集合でお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、お疲れ様でした。それでは、終わりの互礼を行おうと思っております。</p>

事務局

号令

午後 15 時 10 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和 2 年 10 月 16 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

--	--

